

引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

入学・就職・転勤等による引っ越しで住所を異動される方は、市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！（法律上の義務です）

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続き**です。

※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

◎住民票の異動届（転出・転入・転居）の手続き方法

■他の市区町村に転出・転入される場合

【引っ越し前の市区町村】
転出前に転出届を提出して「転出証明書」を受ける。



【引っ越し先の市区町村】
転入した日から14日以内に「転出証明書」を添えて転入届を提出する。

■同一の市区町村で転居される場合

【お住まいの市区町村】
転居した日から14日以内に転居届を提出する。

「マイナンバーカード」(個人番号カード)の住所変更の届出もお忘れなく！



身分証明となる「マイナンバーカード」の住所等は、最新のものにする必要があります。
※カードをお持ちの方のみの手続きです。

◎問い合わせ先 総務課住民係（内線 211・212）

ご厚志ありがとうございました



大洋設備株式会社（松本 康洋代表取締役）様
マスクの寄贈（2/1）



橋場・堀口経常建設共同企業体 様
旧寧楽小学校屋根の雪下ろし作業（2/8）



ヤマモト巧建株式会社（山本 博行代表取締役）様
小平幼稚園の周辺環境整備（2/11）



高橋土木工業株式会社（高橋 龍也代表取締役）様
衛生用品の寄贈（2/15）